

上野事務所ニュース

令和3年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

令和3年度の保険料率等のお知らせ

令和3年度の健康保険・介護料率、国民年金保険料月額は、次のとおりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

- ① 主な都道府県の令和3年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。
- ② 介護保険料率（40歳～64歳）は、現行の1.79%から1.80%へ引上げとなります。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3月分（4月納付分）から変更となります。

給与計算では4月に支払う給与からご変更ください。なお、3月に賞与が支払われる場合には、下記の保険料率が適用となりますのでご注意ください。

健康保険・介護保険料率（ ）内はR2年度の料率

| | | 事業主負担 | 本人負担 | 合計 |
|-----------|----------|--------------------|--------------------|------------------|
| 健康保険 | 千葉（上がる） | 4.895% (4.875%) | 4.895% (4.875%) | 9.79% (9.75%) |
| | 東京（下がる） | 4.92% (4.935%) | 4.92% (4.935%) | 9.84% (9.87%) |
| | 埼玉（下がる） | 4.90% (4.905%) | 4.90% (4.905%) | 9.80% (9.81%) |
| | 神奈川（上がる） | 4.995% (4.965%) | 4.995% (4.965%) | 9.99% (9.93%) |
| 介護保険（上がる） | | 0.9% | 0.9% | 1.80% |

3. 令和3年度国民年金の保険料月額

月額 16,610円(令和2年度 16,540円)

となりました。

労災保険特別加入給付基礎日額の届け出時期について

現在特別加入されている方は、3月2日より給付基礎日額を変更することができます。変更を希望される場合は、

次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

- ① 3月2日～3月31日の間に新年度分を変更
- ② 年度更新時（6月1日～7月10日）にその年度分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日以前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 令和2年度の給付基礎日額 5,000円を令和3年度から 10,000円に変更する場合

- ① 3月31日までに変更を届出
⇒ 4月1日以降いつ労災が発生しても令和3年度の給付基礎日額は 10,000円。
- ② 年度更新時に届出を行った場合
 - i. 4月1日～7月10日に労災発生
⇒ 令和3年度の給付日額は **5,000円**。
 - ii. 7月11日以降に労災発生
⇒ 令和3年度の給付基礎日額は 10,000円。

3月中の変更を希望される方は上野事務所までご連絡ください。

時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）の変更について

36協定届の様式が変更され、協定当事者に関する2つのチェックボックスが新設されます。このチェックボックスでは、36協定を結ぶことを明確にした投票等での過半数代表者に選出され

たこと、管理監督者でないこと、使用者の意向に基づいて選出された者でないことを確認するものです。このチェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりませんので、ご注意ください。

新様式での届出は、令和3年4月1日以降に労働基準監督署へ届け出るものから対象となります。3月中に届け出る場合には、これまでの様式での届出が可能です。

一般事業主行動計画の策定・届出に関する変更点

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

常時雇用する労働者が101人以上の企業は、

労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境に関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知が義務となっています。2月に次世代法に基づく行動計画策定指針が改正され、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されました。（令和3年4月1日より適用）これに伴い、一般事業主行動計画策定・変更届の様式が改正されています。

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されます。具体的な取り組みとしては、自社の女性の活躍に関する状況を、次の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握、課題を分析し、具体的な取り組み内容や数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、届出、公表します。

| 基礎項目 |
|----------------------------|
| ・採用した労働者に占める女性労働者の割合* |
| ・男女の平均勤続年数の差異* |
| ・管理職に占める女性労働者の割合 |
| ・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況 |

*の表示がある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

なお、次世代育成支援対策推進法に基

づく一般事業主行動計画と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出には、一体型となった策定届を用いることが可能です。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 先日、当社で働いている従業員から「来年からは私も社会保険に入らなければいけないのですか？」と質問されました。現在は週20時間の契約なので社会保険の加入はしていないのですが、来年からなにか変わるのでしょうか？



A: 平成28年10月から社会保険の加入条件が変更となっており、現在の厚生年金保険の適用対象者（以下「従業員数」とします。）が501人以上の事業所（事業主単位で判断）で働く短時間労働者（継続して一年以上使用される見込みで、週の所定労働時間が20時間以上ある者が対象。）は、社会保険に加入することになりました。

今回、この加入条件がさらに変更となり、令和4年10月からは従業員数が101人以上、令和6年10月からは従業員数が51人以上の事業所で働く短時間労働者についても、社会保険に加入することになります。具体的な変更は下表のとおりです。

| | | 現行 | 令和4年10月~ | 令和6年10月~ |
|-----------|----------|------------------|----------------------------|----------|
| 事業所の規模 | 従業員数（常時） | 501人以上 | 101人以上 | 51人以上 |
| 短時間労働者の要件 | 労働時間 | 週の所定労働時間が20時間以上 | | |
| | 賃金 | 月額88,000円以上 | | |
| | 勤務期間 | 継続して1年以上使用される見込み | 継続して2か月以上使用される、または使用される見込み | |
| | 適用除外 | 学生ではないこと | | |

ご質問のように、現在社会保険に加入していない人でも、事業所の規模によっては、今後社会保険の加入対象となる可能性があります。会社にとっては、社会保険の加入対象となる方が増えることで社会保険料の負担が増えますが、パート・アルバイトの方々にとっては、将来受け取れる年金額が増える、国民健康保険にはない傷病手当金の受給が可能となる、などのメリットがあります。